

こういうことは
法律で禁止されています



*出産・入学・卒業・結婚祝いのお祝い品やお金



*開店祝いや落成式の花輪



*お祭りなどの寄付、お酒など

「金のかかる選挙」から「きれいな選挙」へ転換を主眼として改正された公職選挙法が、昭和五十年十月から施行され一ヶ月が経過しようとしています。改正の内容については、本紙に掲載したりチラシ等を配布してその周知を図りました、テレビ、新聞等マスコミによっても再三報道されてきたところですが、いまだに改正の内容が選挙人全体に浸透していないむきもあり、質問や批判があると絶たない現状です。そこで特に問題の多い、改正された寄付の禁止のことに

公職選挙法における寄付の禁止について

「金のかかる選挙」から「きれいな選挙」へ転換を主眼として改正された公職選挙法が、昭和五十年十月から施行され一ヶ月が経過しようとしています。改正の内容については、本紙に掲載したりチラシ等を配布してその周知を図りました、テレビ、新聞等マスコミによっても再三報道されてきたところですが、いまだに改正の内容が選挙人全体に浸透していないむきもあり、質問や批判があると絶たない現状です。そこで特に問題の多い、改正された寄付の禁止のことに

永久選挙人名簿登録者決まる

毎年九月一日現在で、永久選挙人名簿の定時登録が行われますが、和島村での有権者数は、次のとおり決定いたしました。

投票区別	第一	第二	第三	第四
女	二、一六九人	一、五一四人	八六八人	七九〇人
男	四、一八二人	二、〇一三人	一、〇一〇人	七九〇人
和島村計				

永久選挙人名簿登録者決まる

毎年九月一日現在で、永久選挙人名簿の定時登録が

行われますが、和島村での有権者数は、次のとおり決

定いたしました。

和島村二、一八二人

和島村二、〇一三人

和島村一、〇一〇人

和島村七九〇人

ついて説明します。

一、候補者等の寄付の禁止

候補者等（公職の候補者

公職の候補者となるうとす

る者及び公職にある者をい

います。以下同じ。）は、

次の場合を除いて選挙に関

するに否とを問わず、また

どのような名目であつても

選挙区内にある者に寄付を

することができます。

なお、選挙人も候補者等

に対する寄付を勧誘したり

することも禁示されてい

ます。（親族がする場合

は除かれます。）

◎候補者等が寄付のできる

場合。

1 政党その他の政治団体又

はその支部に対する場合

2 候補者等の親族（六親等

内の血族、三親等内の姻

族）に対してする場合。

3 候補者等が専ら政治上の

主義又は施策を普及する

ために行う講習会、その

他の政治教育のための集

会に関し必要やむを得な

い実費の補償としてする

⑦ 候補者等の財源で、配偶者

や後援会の名義を用いたり

でも単なる政治教育に名

をかりたり、政治教育以

外の不純な動機が含まれ

ているもの（演芸づきの

国会報告会、温泉招待づ

きの集会等）は該当しま

せん。また、実費の補償

でも選挙区外で行われた

り、選挙が近づいた一定

の時期に行われるものに

ついては禁示されます。

例え、候補者等が選挙区

内にある者に対して次のよう

なことをすることは、寄付と

して禁示されています。

① 中元や歳暮を贈ったり、錢

別や入学祝等を贈ること。

② 選挙区からの国会見学者や

陳情者に食事を提供したり

みやげを持たせること。

③ 名前や写真入りのうちわや

カレンダーを配布すること

④ 他の選挙の候補者等に政治

献金や陣中見舞をするこ

と行事に招かれたとき会費以

外に込み金を置くこと。

⑤ 行事のときに、金銭や花

火を寄付すること。

⑥ お祭りのときに、金銭や花

火を寄付すること。

⑦ 候補者等の財源で、配偶者

や後援会の名義を用いたり

匿名で寄付すること。

二、候補者等が関係する会社

等の寄付の禁示

候補者等が役職員又は構

成員になつてゐる会社、そ

の他の法人又は団体が選挙

区内にある者に対してこれ

らの候補者等の氏名を表示

したり、又は類推されるよ

うな方法で寄付をする場合

も、政党や政治団体に対し

てする場合を除いて

禁示されています。

三、候補者の氏名を冠

した団体の寄付の禁

示

候補者等の氏名が

表示されたり、又は

類推されるような名

称が表示されている

会社、その他の法人

又は団体は、選挙に

際し選挙に関するこ

とを動機にして選挙

区内にあるものに對

して寄付をすること

は、政治や政治団体に對し

て寄付をすることが

除いてできないこと

となつています。

四、そのほかにも後援団体や

の関係がある者が寄付をす

ることについても規制があ

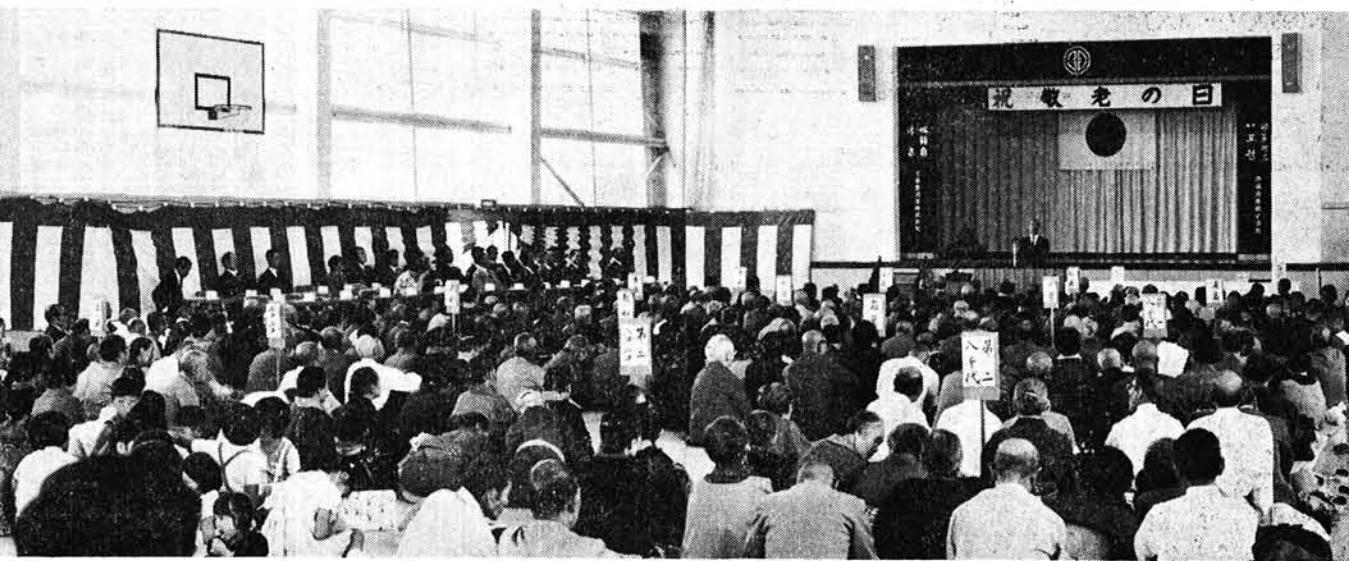
ります。

詳しいことについては、

選挙管理委員会におたずね

下さい。

会場いっぱいに350人樂しかった敬老会



和島村長寿者10傑

昭和51年9月15日現在

順位	住 所	氏 名	生年月日	年令	性別	世帯主
1	中 沢	高橋 カウ	明治 13.8.7	96	女	長太郎
2	荒 卷	関川 トキ	14.1.6	95	女	文二郎
3	下 富 岡	前田 マサ	14.8.25	95	女	直 次
4	道 城 下	本間 タズ	15.5.7	94	女	一 政
5	荒 卷	池田 ヒロ	19.3.24	90	女	清 育
6	北 野	高尾 チヨノ	20.8.13	89	女	勝 雄
7	日 野 浦	平沢 キン	21.1.31	88	女	勝 作
8	荒 卷	島倉 留三	21.5.13	88	男	富 タ
9	上 桐	永井 トイ	21.5.24	88	女	文 雄
10	三瀬ヶ谷	栗林 タケ	21.11.26	87	女	

快晴に恵まれた敬老の日、福祉センターで敬老会が実施されました。又、新潟県奇り四百七十五名の方に記念葉、今年九〇才を迎えた方には座布団を、金婚ご夫婦には色紙が贈られました。和島村余興には、和島村スイングブランズ

による演奏、歌が披露されました。児による踊りや歌が発表されました。園児の発表の終りに、園児三人が出ておじいさん、おばあさんこれからも元気で長生きをして下さい、とか

わいわいさつがあり、どな

て長生きをして下さい。お申出で下さる皆さんは、敬老の日を和氣あいあいのうちに楽しんでいました。

による演奏、歌が披露されました。本当にいつまでも身体に気をつけ元気で過ごしていただきたいと思います。出席された皆さん、お申出で下さい。市西大畑町の行政相談所にてお申出で下さい。（TEL新潟二四一三五二三）

※特設行政相談日を設けました

全国一斉の行政相談週間が行われますので、本村でも次

の日時に御相談をうけることにしております。遠慮なく

お申出は、直接口頭でなさ

ることをお勧めしますが、手

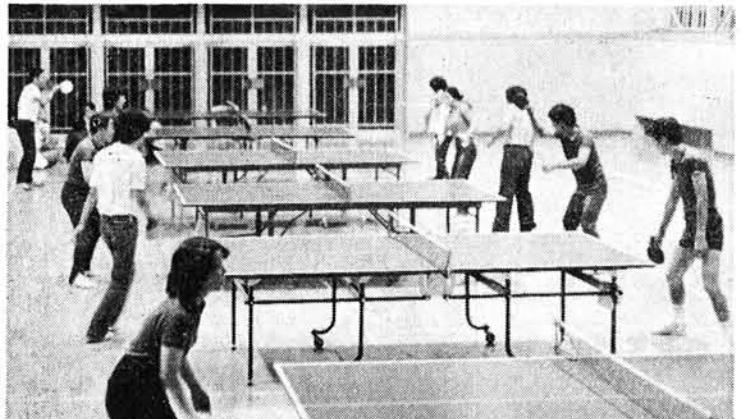
皆さん スポーツを やりましょう

な心身を養うためにも婦人バーに参加してみませんか。

現在クラブ員は十五名で、過半数を既婚者で占め将来既婚者になるであろう人と幅広い年令層です。コーチは男性にお願いし、毎週 土曜日の夜、福祉センターを開放してもらいまして練習しています。一週間に一回しかできませんが、それでも体を動かし、汗を流すことによつて精一杯やつたという充実感を味わい、明日への精神力、行動力が養なわれるものと信じています。

婦人バレーボール!!

二二



あぶないぞ!! おしゃべり 道くさ ふざけっこ

3年間休獵区設定

十一月十五日から来年二月十五日までの狩猟シーズンを迎えるが、鳥獣保護事業計画により和島村地内に休猟区が設定されました。

与板保健所管内は、県下でも降雪量の少ない地域に属するため、狩猟鳥獣として、キジ、ヤマドリの適地であり、信濃川というカルガモの大繁殖地を控えて狩猟適地となつており、計画的に休猟区が設定されることになりました。

十一月十五日から来年二月
十五日までの狩猟シーズンを
迎えますが、鳥獣保護事業計
画により和島村地内に休猟区
が設定されました。
与板保健所管内は、県下で
も猟量の少ない、也或ニ属す
休猟区の設定期間は昭和五
十一年十月から昭和五十四年四
月までの三年間ですが、この
地域は繁殖状況が良好なた
め、農作物、樹木等に対する
被害がふえることが予想され

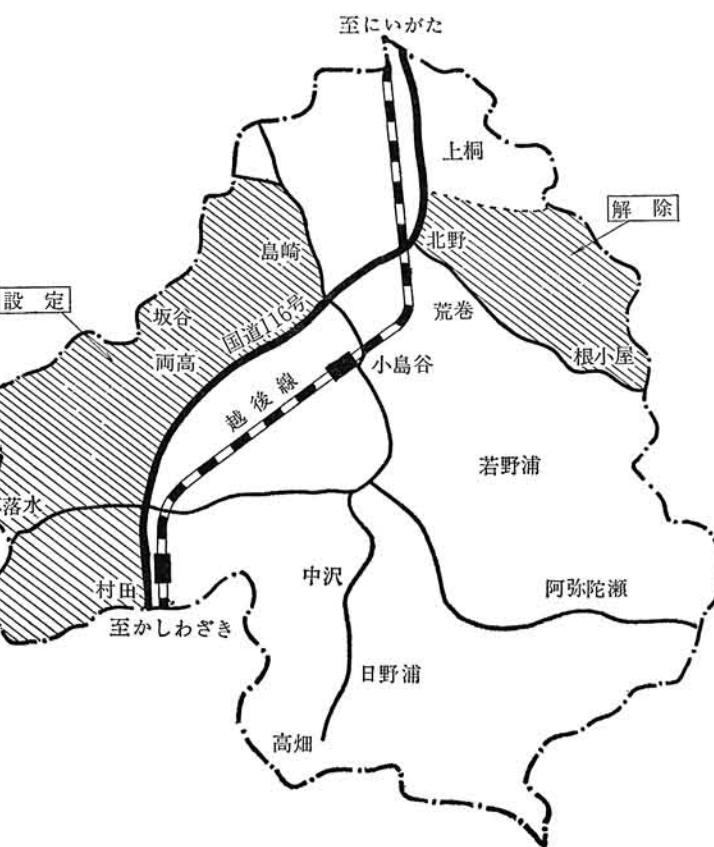
ますので、有害鳥獣駆除を有効に実施することが必要となつてきます。

なお、四十八年に休猟区の設定された地域は九月三十日で解除になり、狩猟シーズンとなりますと多数のハンターが集中することと思います。山や畠等に出かける時は注意してください。

税のふくし

色申告はそれほど難しいものではありません。また帳簿をつけることにより、経営の合理化や方針に役だちます。

◆税の相談室◆
御利用を！
相談は無料で、匿名ででき
ますし、電話でも結構です。
また、相談内容についての
秘密は守りますので、気軽に
利用ください。



休獵区が
変わり
ましたよ。

意して
もよ。

国民年金

任意加入のおすすめ



び出すな 車のあとに また車